

令和2年5月1日

社会福祉法人
横浜市港北区社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における 緊急小口資金等の特例貸付の申込方法の変更について

生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金の特例措置について、感染拡大防止のため郵送での申込受付と中央労働金庫での申込受付を開始いたしました。下記のホームページから必要書類のダウンロードが可能となりましたので、お知らせいたします。

【緊急小口資金について】

http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kinkyu_corona.html

(神奈川県社会福祉協議会「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」)

【総合支援資金について】

ただいま、申込書類を準備中です。もうしばらくお待ちください。

【申込先】

横浜市港北区社会福祉協議会 生活福祉資金担当
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 13-1 吉田ビル 206
電話 045-547-2324 (受付時間 平日 8:45~17:15)

【特例貸付の制度などに関するお問い合わせ】

- ・制度について http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kinkyu_corona.html

(神奈川県社会福祉協議会「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」)

- ・下記のコールセンターもあわせてご利用ください。

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター (厚生労働省)

TEL : 0120-46-1999

受付時間 : 9:00~21:00 (土日・祝日含む)

【その他】

このお知らせに関することやホームページ上から書類印刷ができない等のご相談は横浜市港北区社会福祉協議会までご連絡ください。